三、無産階級解放の統一を妨ぐるものは労農の事であらう。然し之は懐疑と云はれて居るのではない。真の意味に於ける統一は新党の闘争的な努力によってのみ為し得るのであることを示すのである。

四、之に就て吾々が要する様に政府の所謂権謀を僞つて書へたのではない「労農党」の開設を以て解散を記念して居ったのから此の基本的要なる必要あるを認めて以上に於いて吾々新党の使命目的を述べたるものである。

綱領

一、吾々無産階級は労働者農民無産市民並其の他全被圧迫民衆の利益の擁護と伸長のために闘ふ。

一、吾々党は全被圧迫民衆の政治的自由獲得のために闘ふ。

一、吾々党は無産階級解放の統一を期す。

政策

一、言論集会出版結社の完全なる自由

二、選挙権の徹底的拡張 満十八才以上の男女の選挙権被選挙権、選挙権及選挙の完全なる自由獲得

三、無産階級抑圧諸法令の撤廃

四、裁判に依らざる一切の逮捕監禁家宅侵入訊問の廃止、警察監用不当拘束暴行凌虐及官吏の職権濫用不当拘留に対する取締補償

五、裁判の陪審制公開一般採用 陪審員の公選及其の権限の拡張、無産者裁判費用の国庫負担

六、刑務所内に於ける待遇改善 読書交通の自由

七、検閲制度の廃止

八、所得税、不在地主税、相続税の創設